

災害時の感染拡大リスクに備えて 避難所における新型コロナ対応方針を決定

市は、「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応方針」を決定した。大雨や台風、地震などの災害発生に備えたもので、避難所開設や避難行動の際に、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための暫定的な対応方針を定めている。今後は、重点課題として位置付けた『適切な避難行動について事前の周知を図ること』『「自宅療養者等」の避難先を確保すること』『指定避難所における感染まん延予防に取り組むこと』を中心に具体的な対策を講じていく。

★枚方市では、53カ所の第一次避難所を指定しており、西日本を中心に大きな被害をもたらした「平成30年7月豪雨」発生時には、1216世帯に避難指示を出し、25カ所の避難所を開設している。

★「避難所における新型コロナウイルス感染症対応方針」(以下、「対応方針」)は、今年4月の内閣府からの通知「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」及び「避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について」を踏まえて決定したもの。対応方針には『適切な避難行動について事前の周知を図ること』『「自宅療養者等」の避難先を確保すること』『指定避難所における感染まん延予防に取り組むこと』の3つを重点課題と位置付けて方向性を整理している。

★適切な避難行動について事前の周知として、市民一人一人に最適な避難行動をとってもらうため、「枚方市版 避難行動判定フロー」を市ホームページで公開し、在宅避難や親戚宅への避難など分散避難を呼びかけている。

★また、避難所における感染のまん延を予防するため、避難所派遣職員が対応すべき避難者の受付手順を整理した「避難所運営マニュアル(感染症対策編)」(以下、マニュアルとする)をあわせて策定した。マニュアルでは『避難者の受入』『避難所運営に係る衛生対策』『避難所で新型コロナウイルス感染症の疑いが発生した場合』『災害情報システムからの避難者情報の報告方法』など役割を整理している。

★今後、校区の自主防災組織等の意見も反映させながら、対応方針やマニュアルを随時ブラッシュアップしていくとともに、非接触型体温計やマスク、手指消毒液などの物品を避難所に配備していく。また、6月3日には、避難所派遣職員(214名)に対して、避難所における感染症対策をテーマとした研修を実施する。

【添付資料】

- ①「避難所を開設する際の新型コロナウイルス感染症の対応方針」
- ②「避難所運営マニュアル（感染症編）」
- ③「避難行動判定フロー」

<お問い合わせ>

危機管理室 ☎ : 072-841-1270 FAX : 072-841-3092

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応方針

基本的な考え方

令和2年4月1日付で内閣府等(連名)から「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」が発出され、又、同年4月7日付で「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」が発出された。これら通知で示された技術的助言を踏まえ、枚方市で災害時に指定避難所を開設する際の新型コロナウイルス感染症への暫定的な対応方針を定める。

基本的な考え方としては、次の三点を重点課題と位置づけて取組みの方向性を整理する。

1. 適切な避難行動について事前の周知を図ること
2. 「自宅療養者等」の避難先を確保すること
3. 指定避難所における感染まん延予防に取り組むこと

1. 適切な避難行動について事前の周知を図ること

指定避難所に避難者が集中することを軽減するため、市は広報ひらかたおよび市ホームページ等により、市民へ避難行動についての注意喚起や工夫について事前周知を図る。

〈事前に周知する適切な避難行動〉

- ・枚方市防災マップで、自宅が土砂災害警戒区域や浸水想定区域など災害リスクの高い場所(以下、「土砂災害警戒区域等」)にあるか予め確認し、土砂災害警戒区域等になれば、原則として自宅で身の安全を守ること。
- ・自宅から避難する必要がある場合は、指定避難所が過密となる可能性を踏まえ、可能であれば安全な親戚や知人などの家への避難を検討すること。
- ・指定避難所へ避難する場合には、避難者相互の感染予防のため、マスクを着用すること。
- ・毎日の体温測定を行うとともに規則正しい生活を心がけるなど、健康管理に努めること。

2. 「自宅療養者等」の避難先を確保すること

令和2年4月7日付の国からの通知において、「新型コロナウイルス感染症の場合は軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でない」と示されていることも踏まえ、「新型コロナウイルスの感染者で自宅療養している者」と「濃厚接触者」(以下、「自宅療養者等」という。)及び「健康観察者」を指定避難所以外の避難所での受け入れる体制を構築する。

受け入れ先となる避難所や避難方法等について、対象者へ個別に事前説明を行うとともに、自宅が「土砂災害警戒区域等」にない場合は、原則として自宅で身の安全を守ることも事前に説明を行う。また、災害が発生もしくは発生の恐れがある時には、自宅療養者等の移動手段調整に時間を要することを想定し、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するより早い段階で、個別に避難行動の呼びかけ等を行う。

具体的な要領は次のとおりとする。

〈自宅療養者等と健康観察者専用の避難所〉

- ・市は自宅療養者等と健康観察者専用の避難所(以下、「専用避難所」という。)となる施

設を予め複数選定する。但し、人権的な配慮の観点から、専用避難所の情報は非公開とする。

- ・市は予め専用避難所の設営・運営チームを編成し、運営マニュアルを作成するなど体制を整備する。チームの指揮は保健所が行い、構成員には保健師等の医療知識を有する者を含めることとする。

〈避難の必要性の事前確認と情報整理〉

- ・市は自宅療養者等の自宅が土砂災害警戒区域等にあるか事前に確認し、避難の必要性について情報整理しておく。

〈避難行動に関する事前の説明〉

◇自宅療養者等への説明

- ・市は事前に整理した情報を基に、自宅が土砂災害警戒区域等にある自宅療養者等へ連絡をとり、専用避難所の情報を伝えるとともに災害発生時には個別に避難行動を呼びかける旨の事前説明を行う。また、避難する際の移動手段（自家用車の有無など）についても事前調整を行う。
- ・市は事前に整理した情報を基に、自宅が土砂災害警戒区域等でない自宅療養者等へ連絡をとり、専用避難所の情報を伝えるとともに災害発生時には市が安否確認を行うことや原則的に自宅で身の安全を守ってもらう旨の事前説明を行う。

◇健康観察者への説明

- ・市内在住の健康観察者に対しては、保健所が発行する健康観察の説明文書等を配布する際に、災害発生時には専用の避難所を設置する旨の文書で事前周知し、避難する場合は市へ避難先の相談をするよう伝える。

〈災害時の連絡体制等〉

この対応方針を適用する間は、市の防災体制における情報収集体制の構成員に保健所の危機管理施策推進委員を加えた上で次のとおり対応を行う。

◇台風接近の場合

- ・気象予報による台風最接近の二日前（日中）。市は自宅が土砂災害警戒区域等にある自宅療養者等へ個別に連絡をとり、避難の手順の事前確認と移動手段の調整を行う。
- ・気象予報による台風最接近の前日（日中）。市は専用避難所開設を決定し、自宅療養者等へ個別に専用避難所の情報を伝え自主避難を呼びかける。また、市は自宅が土砂災害警戒区域等でない自宅療養者等へ個別に連絡を行い、自宅で身の安全を守るよう伝える。
- ・市内在住の健康観察者については、避難する場合はホームページで市へ避難先の相談をするよう呼びかけ、関係者に可能な範囲での連絡を依頼する。また、健康観察者から避難の相談があれば、専用避難所について情報提供する。

◇台風以外の大雨の場合

- ・大雨警報又は洪水警報が発表された際、危機管理室は初動体制をとるとともに保健所へ連絡し、専用避難所の設営・運営チームの体制について確認を行う。
- ・大雨警報又は洪水警報が発表されている中で情報収集体制へ移行した際、市は専用避難所の開設について検討する。
- ・市は専用避難所の開設を決定すれば、自宅が土砂災害警戒区域等にある自宅療養者等へ個別に連絡をとり、専用避難所の情報を伝え自主避難を呼びかける。また、市は自宅が土

砂災害警戒区域等でない自宅療養者等へ個別に連絡を行い、自宅で身の安全を守るよう伝える。

- ・市内在住の健康観察者については、避難する場合はホームページで市へ避難先の相談をするよう呼びかけ、関係者に可能な範囲での連絡を依頼する。また、健康観察者から避難の相談があれば、専用避難所について情報提供する。

◇地震発生の場合

- ・枚方市内で震度5弱以上の地震が観測された場合、市は専用避難所の開設を決定するとともに自宅療養者等へ個別に安否確認を行い、家屋の倒壊など自宅に留まることが危険な自宅療養者等に避難を呼びかける。また、自宅の安全が確保されている自宅療養者等へ自宅で身の安全を守るよう伝える。
- ・市内在住の健康観察者については、避難する場合はホームページで市へ避難先の相談をするよう呼びかけ、関係者に可能な範囲での連絡を依頼する。また、健康観察者から避難の相談があれば、専用避難所について情報提供する。

3. 指定避難所における感染まん延予防に取り組むこと

指定避難所には多くの避難者が集まり感染症の拡大リスクが高まると考えられることから、市は指定避難所の運営に当たり、体調不良や感染疑いのある避難者については別室に避難スペースを設けることや3密を避けるための対策等、感染まん延予防の取組を徹底するため、次のとおり実施する。

- ・新型コロナウイルス感染症のまん延予防に関する「運営マニュアル（感染症対策編）」を作成する。
- ・避難所派遣職員等を対象に当該マニュアルに基づく避難所運営研修を行う。
- ・当該マニュアルを校区自主防災組織へ提供し、指定避難所における感染まん延予防の取組について共有する。

また、指定避難所における感染まん延予防の取組に必要と考えられる備品や資機材（マスク、手指消毒薬、嘔吐物清掃セット、体温計等）については、品目の充実や配備を進める。

この他、令和2年4月1日付の通知において、「あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る」と示されていることを踏まえ、今後、第2次避難所開設の体制整備をはじめ自治会集会所や使用可能な民間施設等を避難所として活用するための方策に取り組む。

避難所運営マニュアル（感染症対策編） 第1版

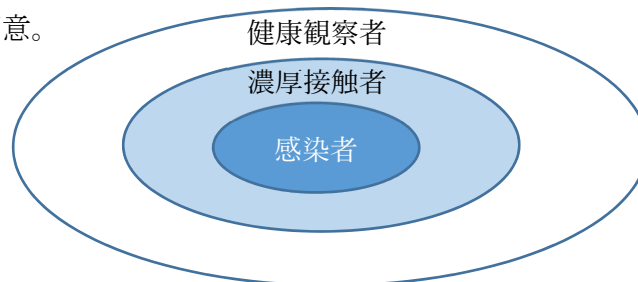
本マニュアルでは「感染者（陽性）」・「濃厚接触者」・「健康観察者」の指定避難所への避難は発生しないことを前提に、避難所派遣職員の役割を整理したもの

避難所派遣職員の役割

1. 避難者の受入
2. 避難所運営に係る衛生対策
3. 避難所で新型コロナウイルス感染症の疑いが発生した場合
4. 災害情報システムからの避難者情報の報告方法
5. その他

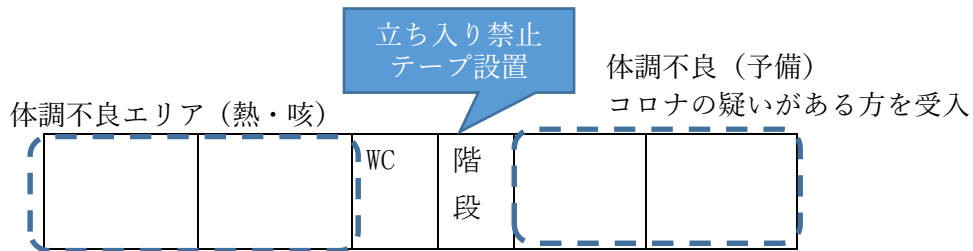
1. 避難者の受入

- ① 体調不良者と健康な避難者との接触を避けるため、避難所内に隔離した空間を設ける。
 - ・ 隔離対象となるのは、避難所における『体調不良者（発熱・咳）』及び『体調不良者（消化器）』となる。（2種類の隔離スペースが必要）。
 - ※濃厚接触者・健康観察者については、事前に専用避難所への避難をお伝えしているため、1次避難所へ避難する可能性は低い。
 - ※新型コロナウイルス感染者については、事前連絡なく直接避難所に来ることはないことに留意。

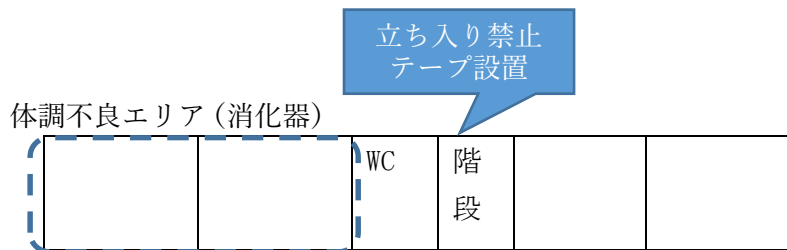


- ・ 予め「体調不良者エリア（発熱・咳）及び（消化器）と（予備）」（以下エリア）を設定する（他の避難者との動線が重ならないような場所に設定する）。なお、決定する際は、学校長及び自主防災組織役員と協議する。

< 3階 見取り図 例 >

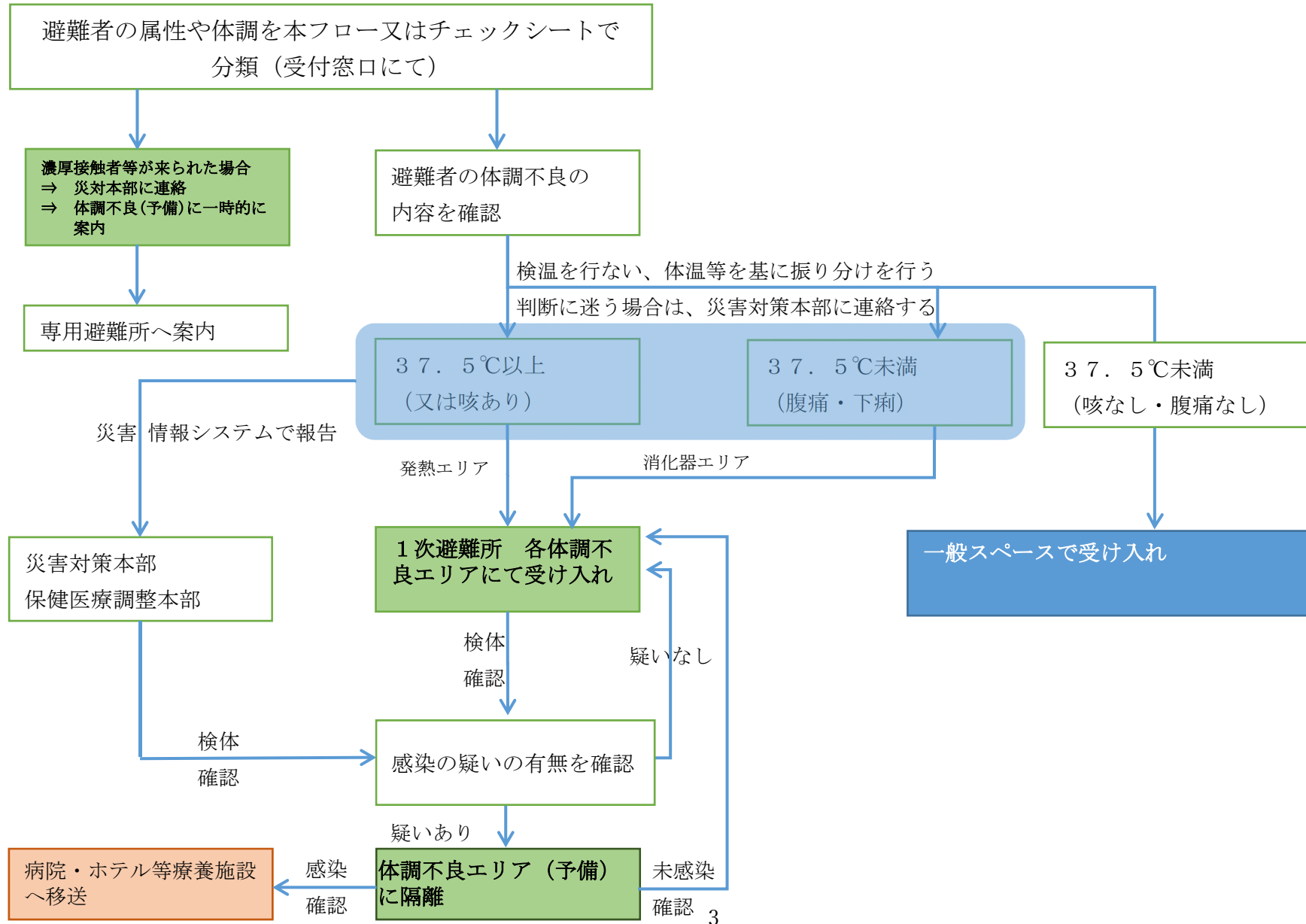


< 2階 見取り図 例 >



- ・「体調不良者」を受け入れるフロアについては、それ以外の避難者を入れないようにする。
- ・エリアに出入りする対応スタッフは原則避難所派遣職員とし、可能であれば2人の内、どちらかが対応するものとする(2人ともがエリアに入らないようにする)。
- ・避難者受付の時点で、健康不良について確認し、検温を行う。一般の避難者と「体調不良者エリア」に誘導する避難者を選別する。(次頁「避難者受入れのフロー」のとおり)
- ・「体調不良者」の情報については、災害情報システムで報告を行い、保健所と情報共有する。
- ・保健所は共有された情報に基づき、巡回等により感染疑いの避難者の健康状態を確認し、検査および必要な対応へつなげる。また、避難所派遣職員等は検査対象となった避難者を、体調不良(予備)エリアに誘導する。

<避難者受入れのフロー>

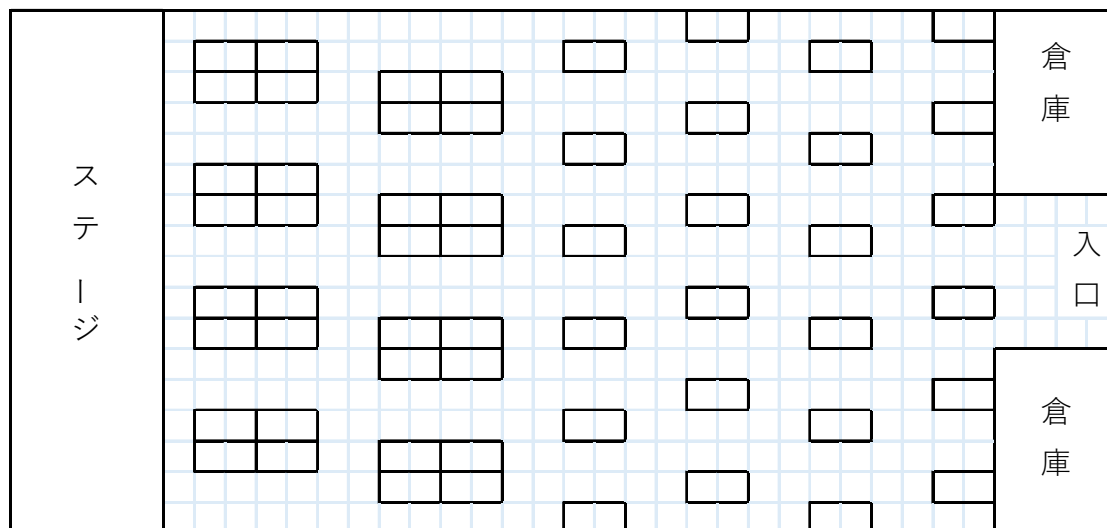


2. 避難所運営に係る衛生対策

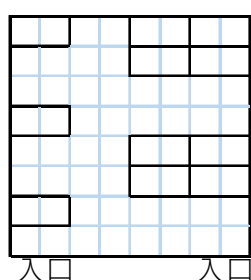
〈3密を避ける取り組み〉

- ・居住区画を設定する際には、隣と2m間隔とするようテープ等で明示する。

体育館レイアウト例①（1マス1m 1人あたり2㎡ 約50名の場合）



部屋レイアウト例②（1マス1m 1人あたり2㎡ 約10名の場合）



- ・居住エリアの定期的換気を実施する。体育館は全ての窓を開放し実施。それ以外は2方向の窓を開放し風通しをつくる。（気候に応じて適時実施。）

〈手洗い、咳エチケットの取り組み〉

- ・派遣職員等、避難所運営スタッフのマスク着用とこまめな手洗いを義務付ける。
- ・避難者受付場所、居住エリアの出入口に手指消毒薬を設置するとともに啓発ポスターを掲示する。
- ・トイレ、手洗い場所に啓発ポスターを掲示する。

〈衛生環境の確保の取り組み〉

- ・避難所運営スタッフが、避難者が共有するエリア（避難者受付場所、トイレ、手洗い場所、配食場所等）の定期清掃を行い必要に応じて消毒作業を行う。（1～2日程

度で避難所が閉鎖される場合は閉鎖後に清掃を実施。)

- ・清掃作業の内容については、避難者数や感染疑い者の状況等に応じて、保健所が指導する内容とする。

3. 避難所で新型コロナウイルス感染症の疑いが発生した場合

- ・体調不良者で新型コロナウイルスの感染疑いが発生した場合は、保健医療調整本部に指示を仰ぐ。(「体調不良エリア (予備)」に滞在してもらう。)
- ・検査結果等で陽性が判明した場合は、患者の症状により医療機関もしくはホテル等療養施設へ移動してもらう。
- ・検査結果が陰性の場合、有症状者は、保健師等の指導に従い、引き続き「体調不良エリア (熱・咳)」に滞在してもらう。
- ・避難所派遣職員等は、避難所内での感染者判明後に濃厚接触者を特定するため、予め各避難者の居住区画がわかるよう、フロアマップの作成に努める。

4. 災害情報システムからの避難者情報の報告方法

令和2年度から、災害情報システムを改修し、インターネット環境から避難者情報が入力可能になった。(各個人のスマホからの報告が可能になった)

5. その他

〈避難所派遣職員等の健康管理〉

- ・ 1日1回、健康管理シートに沿った健康状態の確認を行う。避難所運営に関わるスタッフも同様に健康状態の確認を行う。
- ・ 発熱等の体調不良がある場合は、所属課（室）に連絡。避難所運営は従事しない、連絡を受けた所属課は、原則として所属部から代替の職員を派遣する。

避難所開設キットに追加すべきもの

・ 手指消毒液	当初用 各避難所 3本
・ マスク（避難者用）	2箱（1箱あたり 50枚）
・ ポスター	10枚
・ 受付用／体調チェックリスト	2枚（1枚は予備）
・ 体温計	2本
・ ウェットティッシュ	ボトルタイプ 2本
・ 次亜塩素酸ハイター	1本
・ ペーパータオル	4セット
・ ビニール手袋	50枚
・ フェイスシールド	2セット+予備 8セット
・ 雨合羽	2着

台風・豪雨時にそなえて枚方市防災マップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動の確認を

枚方市防災マップは、市ホームページ <http://www.city.hirakata.osaka.jp/> 内で枚方市防災マップと検索



避難行動判定フロー

●あなたがとるべき避難行動は？

必ず取組みましょう

枚方市防災マップで自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ 防災マップは、洪水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所が洪水や土砂災害（内水除く）に該当する色が塗られていますか？

いいえ

原則は、自宅に留まり身の安全を確保してください。但し、周りと比べて低い土地や崖のそばなどに住んでいる場合は、枚方市からの避難情報を参考に必要な時は、避難してください。

はい

洪水、土砂災害の危険があるので、自宅ではなく安全な場所へ避難が必要※です。

例外

※浸水の危険があっても、
① 浸水の深さが1m未満であり、自宅の2階等で安全を確保できる。
② 内水浸水の想定区域であるが、自宅の2階で安全を確保できる。

※土砂災害の危険があっても、
① 十分頑丈なマンション等の上の階に住んでおり、自宅に残り安全確保することができる。

自分または一緒に避難する方は避難に時間が、かかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう

避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)が出たら、枚方市が指定する避難所に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

避難勧告(警戒レベル4)が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう

避難勧告(警戒レベル4)が出たら、枚方市が指定する避難所に避難しましょう